

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号：20a00213

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注）本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年6月17日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年6月17日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。このため、本邦研修（または本邦招へい）にかかる報酬及び直接経費については、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年9月 ～ 2022年3月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争

参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定いたします。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の24%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の16%を限度とする。

## 4. 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【契約第一課、清水川 佳菜/Shimizukawa.Kana@jica.go.jp】

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 法・司法チーム

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて

いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## （２）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

## （３）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

## （４）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## （５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （１）質問提出期限

2020年7月8日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### （２）提出先・場所

上記 4. 窓口（選定手続き窓口）のとおりに ([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC:

[Shimizukawa.Kana@jica.go.jp](mailto:Shimizukawa.Kana@jica.go.jp))

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年7月17日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出を原則とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

(3) 提出先・場所：当機構調達・派遣業部により送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

#### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

### 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を越えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年8月4日（火） 10時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 225会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

*注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公開による開封会を中止する場合があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。*

### (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年8月11日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済みの資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2. その他留意事項

### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### （4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### （5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### （6）プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

#### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサル

タント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 1. 調査の背景・経緯

児童労働は、1973年採択の「就業が認められるための最低年齢に関する条約」（第138号）、1999年採択の「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」（第182号）等の国際条約で禁止されており、SDGsターゲット8.7（以下、SDG8.7）においても2025年までにあらゆる形態の児童労働を撤廃することが謳われている。国際社会の取組により、児童労働者数は減少傾向にあるものの、世界では児童全体の9.6%に当たる1億5,200万人が児童労働に従事しており、SDG8.7の達成が危ぶまれている（ILO、2016年）。

ガーナでは、カカオ産業や水産業などを中心に、児童全体の21.8%に当たる189万人が児童労働に従事、その中でも123万人は危険有害労働（hazardous work）に従事していると指摘されており、深刻な開発課題となっている（Establishing Child Labour Free Zones in Ghana Protocols and Guidelines, 2020年）。ガーナ政府は「National Plan of Action Phase II for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour in Ghana 2017-2021 (NPA2)」を策定し、国際社会と協力して、児童労働の撤廃に向けて取り組んでおり、その一環として、児童労働のない地域（Child Labour Free Zone、以下「CLFZ」という。）の認証にかかる制度設計を進めてきた。2020年1月には、「Establishing Child Labour Free Zones in Ghana -Protocols and Guidelines」（以下、「CLFZガイドライン」という。）を最終化し、同年3月に公表したが、このプロセスを国際機関等とともに日本のNGO、企業が支援してきた。CLFZ認証地域が増えることで児童労働撤廃が促進されることが期待されているが、ガーナ政府はCLFZガイドラインの実施において国際社会による技術的・資金的支援を必要としている。

JICAは2019年度に新規事業アイデア「児童労働撤廃を目指す共創型モデル事業の形成・実施」を通じて、日本と関わりの深いガーナのカカオ産業を入口として児童労働に関連した取組を開始した。その成果の一つとして、2020年1月に社会的・経済的・環境的に持続可能なカカオ産業の実現を目指す関係者の共創・協働の「場」として「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム<sup>1</sup>」（以下、「プラットフォーム」という。）が設立された。今後、プラットフォームの活動の一環として、ガーナのカカオ産業における児童労働問題の解決に向けて、企業やNGO等と協働することになっている。

本調査は、カカオ・セクターを中心に、CLFZをはじめとするガーナ政府の児童労働撤廃に向けた取組を促進し、SDG8.7の達成に資するJICA及びプラットフォームによる協力可能分野を特定するために必要な基礎情報を収集・分析するものである。

<sup>1</sup> <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/platform/index.html>

なお、ガーナのカカオ産業において、JICAは技術協力「カカオ残留農薬検査能力向上」（個別専門家、2013年度～2016年度）、海外投融資「カカオ豆バリューチェーン強化事業」（2020年2月融資契約調印）を通じて品質・生産性向上等を支援しており、同産業の持続可能性を高める取組として本調査との相乗効果が期待される。

## 2. 調査の目的

本調査は、カカオ・セクターを中心に、CLFZをはじめとするガーナ政府の児童労働撤廃に向けた取組を促進し、SDG8.7の達成に資するJICA及びプラットフォームによる協力可能分野を特定するために必要な基礎情報を収集・分析することを目的とする。

## 3. 調査の範囲

「2. 調査の目的」を達成するために、「4. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「5. 調査の内容」に示す事項の調査業務を実施し、「6. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 調査実施上の留意事項

### （1）CLFZガイドラインの実施にかかるパイロット活動

ガーナ政府は児童労働撤廃に向けた今後の全ての取組においてCLFZガイドラインを指針にするとしているが、同ガイドラインを現場に適用し、具体的な活動を実施するには外部からの技術的・資金的支援を必要としている。SDG8.7の達成期限が迫り、児童労働撤廃に向けた取組の加速が求められる中、早期にCLFZガイドラインの現場における有効性と課題を検証し、その結果を踏まえた協力可能性を検討するために、本調査においてCLFZガイドラインの実施にかかるパイロット活動を支援する。パイロット活動支援は、将来的なスケールアップを十分意識して行うこととする。

### （2）パイロット活動対象地域

パイロット活動の対象地域（それぞれカカオ生産地を含む3郡程度を想定<sup>2</sup>）は、事前準備後、受注者が提案し、発注者が必要に応じてガーナ政府の意向を確認した上で決定する。各郡は40～50程度のコミュニティから構成されるが、啓発・研修を目的としたセミナーは全てのコミュニティを対象に実施する。一方、パイロット活動の実施状況及びCLFZ認証指標の達成状況のモニタリング、活動実施を促進するための助言や支援は、各郡で選定したカカオ生産地を含む10程度のコミュニティを対象とする。コミュニティの選定は、パイロット活動支援開始後3ヶ月以内を目安に受注者が提案し、発注者が必要に応じてガーナ政府の意向を確認した上で決定する。なお、郡、コミュニティの選定には、地理的な位置による業務の効率性も考慮すること。

---

<sup>2</sup> 3郡はいずれもクマシ空港から車で3時間の場所に位置し（2020年3月にCLFZガイドラインのお披露目式が開催されたアシャンティ州を想定）、互いに隣接すると仮定して見プロポーザル・積書作成を行うこと。

### (3) プラットフォームとの連携

本調査では、JICAによる協力可能分野の特定だけでなく、プラットフォームとの連携による協力可能性も検討する。調査の進捗及び結果は随時プラットフォーム会員（2020年5月末時点の会員数は団体18、個人39）に共有する。調査の途中で、プラットフォーム会員から調査項目の追加等の要望があった場合には、JICAと協議のうえ、対応を決定する。

### (4) 他ドナー等の取組に関する情報収集と連携可能性の検討

児童労働は、労働に関わる開発課題であるとともに、子どもの保護に関わる開発課題でもあり、国際労働機関（ILO）、国連児童基金（UNICEF）が各国で課題解決に向けた支援を行っている。また、ガーナを含む西アフリカのカカオ生産地における児童労働問題への欧米諸国の関心は高く、Child Labor Cocoa Coordinating Group<sup>3</sup>（米労働省、カカオ生産国政府、米産業界等が参加）、World Cocoa Foundation<sup>4</sup>、International Cocoa Initiative<sup>5</sup>（国際的なチョコレート企業等が参加）等、官民が参加する国際的な連携枠組みによる取組も行われている。さらに、ドイツ、スイス、ベルギー等欧州の主要なチョコレート生産・消費国では、児童労働を含むカカオ生産地の開発課題解決に向けて関係者が協働するネットワークが国単位で設立されている。こうした関係機関の児童労働に関する取組についても情報収集・分析するとともに、JICA及びプラットフォームとの連携可能性を検討する。

### (5) 現地人材の活用

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化し、邦人業務従事者の現地渡航が制限される状況が続く可能性も想定されるところ、特に現場でのパイロット活動支援については、邦人業務従事者の監理の下、現地人材（現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント等）を活用した実施体制を構築することとする<sup>6</sup>。

## 5. 調査の内容

### (1) 事前準備

#### ①文献調査、関係者ヒアリング等による情報収集

児童労働に関する既存の文献資料（ガーナ政府が策定したNPA2及びCLFZガイドライン、他ドナー等が作成した報告書、ウェブ上の資料を含む）、プラットフォーム関係者（特にガーナのカカオ産業における児童労働問題に取り組んでいる2～3団体を想定）を含む本邦関係者へのヒアリングを通じて、カカオ・セクターを中心としたガーナにおける児童労働の現状と課題、関係機関による取組を把握する。必要に応じて、現地関係者等からもウェブ会議によるヒアリングを行う。

<sup>3</sup> <https://www.dol.gov/agencies/ilab/our-work/child-forced-labor-trafficking/child-labor-cocoa>

<sup>4</sup> <https://www.worldcocoafoundation.org/>

<sup>5</sup> <https://cocoainitiative.org/>

<sup>6</sup> パイロット活動対象地域の3郡それぞれに各1名以上現地人材（現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント等）の担当者を配置し、同担当者が20人日／月程度は当該郡内で活動することとする。

また、調査・ヒアリングの結果を踏まえて、パイロット活動の対象地域（それぞれカカオ生産地を含む3郡程度を想定）を発注者に提案し、発注者が必要に応じてガーナ政府の意向を確認した上で決定する。

なお、本調査（現地調査を含む）の対象は、カカオ・セクター、ガーナが中心であるが、児童労働問題及び関連する取組の全体像を把握するため、他セクターを含む児童労働全般にかかる世界的な動向に関する基本情報も併せて収集・分析する。具体的な調査内容は以下を含むこととする。

- ア) 児童労働に関する基礎的な情報及び現状（世界及びガーナ。新型コロナウイルスの世界的流行の影響を含む）
- イ) 児童労働に関するガーナ政府の取組（国家開発計画、セクター戦略、その他関連する政策・プログラム、予算措置等）
- ウ) 児童労働に関する国際社会の支援動向（国際機関を含む主要ドナー、NGO、官民が参加するネットワーク等）
- エ) CLFZ（概要、現状、パイロット活動の実施結果、課題等）
- オ) JICA 及びプラットフォームによる協力可能性（協力内容案、関係機関との連携可能性、新型コロナウイルスの世界的流行に伴う留意事項、ジェンダー配慮事項等）

## ② インセプション・レポートの作成

上記の情報収集結果を踏まえて、必要に応じて業務計画書を更新するとともに、現地でさらに収集する必要がある資料・情報、データ等を整理し、インセプション・レポートに取りまとめる。

## (2) 現地調査及びパイロット活動支援

### ① インセプション・レポート協議

インセプション・レポートを基にガーナ政府関係者と協議・意見交換し、調査の全体像について共有する。ガーナ政府の主要な関係官庁は、雇用・労働関係省（Ministry of Employment and Labour Relations）を想定している。なお、調査の期間中、ガーナ政府に対し、メールや面談を通じて随時進捗状況を共有することとする。

### ② ヒアリング等による情報収集

現地関係者からのヒアリング、資料入手等を通じて情報収集を行う。

### ③ CLFZ ガイドラインの実施にかかるパイロット活動支援

- ア) 対象郡について、中央・州・郡・コミュニティの各レベルにおける CLFZ に関する取組状況を確認し、CLFZ 認証指標の達成に必要な活動を特定する。具体的な認証指標については、CLFZ ガイドライン（特に、「Appendix 1: CLFZ Pre-

Assessment Checklist」、「Appendix 2: Main Assessment Criteria」)を参照すること。

- イ)パイロット活動の実施状況及び CLFZ 認証指標の達成状況のモニタリングを行うコミュニティを各郡 10 程度選定し、発注者に提案して合意する。
- ウ)対象地域の CLFZ 認証に向けて、CLFZ ガイドラインに基づいて、中央・州・郡・コミュニティの各レベルでパイロット活動の実施を支援する。具体的には、CLFZ ガイドラインで規定された以下(a)～(c)の活動が各レベルで実施されるよう、関係者に対する啓発・研修を目的としたセミナーを実施する。また、その後、各レベルにおける活動の実施状況及び CLFZ 認証指標の達成状況のモニタリングを行うとともに、活動実施を促進するための課題を分析し、必要に応じて助言や支援を行う。なお、(a)～(c)の活動の実施主体は各レベルの関係者であり、調査期間中に必ずしも全ての活動が完了することは想定していない。

なお、啓発・研修を目的としたセミナーは対象郡の全てのコミュニティを対象に実施する。想定するセミナー実施回数・規模は以下のとおり。

- ・コミュニティレベル関係者対象セミナー：3郡で各10回程度(1回当りの参加者50名程度)を想定
- ・郡レベル関係者対象セミナー：3郡で各4回程度(1回当りの参加者50名程度)を想定
- ・中央・州レベル関係者対象セミナー：5回程度(1回当たりの参加者50名程度のセミナー3回、20名程度のセミナー2回を想定)

一方、パイロット活動の実施状況及び CLFZ 認証指標の達成状況のモニタリング、活動実施を促進するための助言や支援は、各郡で選定した10程度のコミュニティを対象とする。

(a) コミュニティレベルの活動

- ・児童労働禁止にかかるコミュニティの規則・ルールの制定
- ・世帯状況の登録(1コミュニティ当り100～200世帯を想定)
- ・Community Child Protection Committee (CCPC) の設置、CCPCによる学校及び労働現場のモニタリング、CCPCによるCommunity Action Plan策定
- ・児童労働者及びその保護者への対応、救済、支援にかかるシステム整備

(b) 郡レベルの活動

- ・郡政府による児童労働禁止にかかる法令の制定
- ・Social Service Sub-Committee (SSsC) の設置、SSsCによるコミュニティレベルの活動のモニタリング・支援
- ・郡政府による児童労働に関する予算を含む年間計画の策定、実施
- ・District Liaison Inspection Teamの設置

(c) 中央・州レベルの活動

- ・ CLFZ 認証のための評価ツールの開発（ CLFZ ガイドラインの「Appendix 1: CLFZ Pre-Assessment Checklist」、「Appendix 2: Main Assessment Criteria」について、具体的かつ詳細な評価基準を設定したもの）
- ・ Assessment Team の設置
- ・ Assessment Team によるコミュニティに対する CLFZ 認証に向けた事前評価及び本評価の実施、評価結果にかかる報告書作成

#### ④ インテリム・レポートの作成

現地調査とパイロット活動支援の進捗（作成時点での成果と課題を含む）をインテリム・レポートに取りまとめる。

#### ⑤ プラットフォーム関係者との情報共有、意見交換

##### ア) プラットフォーム事務局への情報共有

パイロット活動において研修等主要なイベントを開催した際には、開催報告（A4用紙 1 枚程度。写真数枚を含む）を作成し、プラットフォーム事務局に提出する。同報告の内容は、プラットフォーム事務局を通じて、プラットフォーム会員にメールマガジン等で共有される他、プラットフォームのウェブページに掲載することを想定している。

##### イ) プラットフォームのイベントでの報告

プラットフォームが開催するイベントに参加し、調査の進捗及び結果を報告するとともに、意見交換を行う（半年に 1 回程度、本調査期間中に 3 回程度、東京都内での開催を想定。イベント実施経費は発注者が負担する。受注者は各回 2 名程度参加し、30 分程度の報告及び質疑応答対応を行う）。

#### ⑥ 現地関係者との経験共有ワークショップ

現地調査及びパイロット活動の結果を、ガーナ政府、州・郡、他ドナー等を含む現地関係者に共有するワークショップを実施する。参加者は 100 名程度、会場はアクラ市内のホテルを想定。

#### (3) ファイナル・レポートの作成

現地調査とパイロット活動支援（成果と課題を含む）の結果をファイナル・レポートに取りまとめる。

## 6. 報告書等

### (1) 調査報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の記載項目は以下を想定しているが、最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

各報告書のガーナ政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について承認を得るものとする。

#### ①業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載のとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部 数：和文1部（簡易製本、ホチキス止め可）

#### ②インセプション・レポート

記載事項：調査概要（調査の背景・経緯・目的、基本方針、作業工程、要員計画、現地で収集する必要がある資料・情報、データ、JICA事務所及びガーナ政府に対する便宜供与依頼内容等）、調査結果（児童労働に関する基礎的な情報及び現状）等

提出時期：2020年9月下旬

部 数：和文1部、英文1部（簡易製本、ホチキス止め可）、CD-R 1枚

#### ③インテリム・レポート

記載事項：調査概要（調査の背景・経緯・目的、基本方針、作業工程、要員計画）、調査結果（児童労働に関する基礎的な情報及び現状、児童労働に関するガーナ政府の取組、児童労働に関する国際社会の支援動向、CLFZ）等

提出時期：2021年6月上旬

部 数：和文1部、英文1部（簡易製本、ホチキス止め可）、CD-R 1枚

#### ④ファイナル・レポート

記載事項：調査概要（調査の背景・経緯・目的、基本方針、作業工程、要員計画（実績））、調査結果（児童労働に関する基礎的な情報及び現状、児童労働に関するガーナ政府の取組、児童労働に関する国際社会の支援動向、CLFZ、JICA及びプラットフォームによる協力可能性）等

提出時期：2022年2月下旬

部 数：和文2部、英文11部（製本）、CD-R 1枚

#### (2) コンサルタント業務従事月報

JICAが指定する様式により、関連資料を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。

#### (3) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

#### (4) その他の提出物

##### ①議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録を作成し、発注者に5営業日内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。

#### (5) 成果品の仕様

ファイナル・レポートは製本とし、それ以外は全て簡易製本（ホチキス止め可）とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

#### (別紙) 最終報告書目次案

(別紙)

## 最終報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

### 第1章 調査概要

- 1-1 調査の背景・経緯・目的
- 1-2 調査方法（基本方針、調査工程、要員計画（実績））

### 第2章 調査結果

- 2-1 児童労働に関する基礎的な情報及び現状（世界及びガーナ。新型コロナウイルスの世界的流行の影響、ジェンダーに関する情報を含む）
- 2-2 児童労働に関するガーナ政府の取組（国家開発計画、セクター戦略、その他関連する政策・プログラム、予算措置等）
- 2-3 児童労働に関する国際社会の支援動向（国際機関を含む主要ドナー、NGO、官民が参加するネットワーク等）
- 2-4 CLFZ（概要、現状、パイロット活動の実施結果、課題等）
- 2-4 JICA及びプラットフォームによる協力可能性（協力内容案、関係機関との連携可能性、新型コロナウイルスの世界的流行に伴う留意事項、ジェンダー配慮事項等）

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：開発途上国における児童労働にかかる各種業務。なお、アフリカにおけるコミュニティ開発にかかる各種業務の経験を有することが望ましい。

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

現地渡航は10月以降となるようプロポーザル及び見積書を作成してください。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／児童労働政策分析

➤ CLFZ 分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／児童労働政策分析）】

a) 類似業務経験の分野：開発途上国における児童労働にかかる各種業務。

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域。なお、ガーナでの業務の経験を有

することが望ましい。

c) 語学能力：英語

➤ 【業務従事者：担当分野 CLFZ 分析】

a) 類似業務経験の分野：開発途上国における児童労働にかかる各種業務、  
アフリカにおけるコミュニティ開発にかかる各種業務。

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域。なお、ガーナでの業務の経験を有  
することが望ましい。

c) 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

- 1) 2020 年 9 月から業務を開始（現地業務は 2020 年 10 月以降に実施）
- 2) 2020 年 9 月下旬頃にインセプション・レポートを提出
- 3) 2021 年 6 月上旬頃にインテリム・レポートを提出
- 4) 2022 年 2 月中旬頃にファイナル・レポートを提出

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 27 人月（M/M）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、  
業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案  
してください。

- ① 業務主任者／児童労働政策分析（2号）
- ② CLFZ 分析（2号）
- ③ コミュニティ分析／パイロット活動支援（コミュニティ組織化）
- ④ ドナー分析／プラットフォーム連携
- ⑤ パイロット活動支援（研修）

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン  
ト等）への再委託を認めます。

➤ パイロット活動支援

### (4) 対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、受注者は独自で調査を遂行することが求められているが、  
便宜供与にかかる支援を必要する場合は、JICA 本部及び在外事務所に随時連絡・協  
議すること。

## 3. 業務従事者の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。

また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

1) パイロット活動支援に係る直接経費（セミナー実施関連費、モニタリングにかかる現地人材（現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント等）旅費・交通費： 30,000千円

➤ セミナー：

—コミュニティレベル：30回

—郡レベル：12回

—中央・州レベル：6回（経験共有ワークショップ含む）

➤ モニタリングにかかる現地人材（現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント等）旅費・交通費

—旅費・交通費（5千円）×20日×3郡×16か月

(4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒アクラ（エミレーツ航空）

東京⇒アディスアベバ⇒アクラ（エチオピア航空）

東京⇒アムステルダム／パリ⇒アクラ（KLM オランダ航空、エールフランス航空）

(6) パイロット活動の対象地域3郡は、いずれもクマシ空港から車で3時間の場所に位置し<sup>7</sup>、互いに隣接すると仮定して見積書を作成してください。

## 6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

➤ Establishing Child Labour Free Zones in Ghana -Protocols and Guidelines

➤ ガーナ国「カカオ残留農薬検査能力向上」運営指導調査報告書

別紙：プロポーザル評価表

<sup>7</sup> CLFZガイドラインのお披露目式典が開催されたアシャンティ州を想定。

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(20.00)	
(1) 類似業務の経験	12.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	8.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(20.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	8.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(60.00)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力</b>	(40.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／児童労働政策分析</u>	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	6.40
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	8.00	3.20
ウ) 語学力	6.00	2.40
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.40
オ) その他学位、資格等	4.00	1.60
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>		(16.00)
ア) 類似業務の経験		6.40
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		3.20
ウ) 語学力		2.40
エ) 業務主任者等としての経験		2.40
オ) その他学位、資格等		1.60
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>CLFZ分析</u></b>	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

1 業務名称	ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報 収集・確認調査
2 業務地	ガーナ
3 履行期間	2000年00月00日から 2000年00月00日まで
4 契約金額	円 (内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 法・司法チームの課長
- (2) 分任監督職員 : なし

#### （契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」  
を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS  
対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

(2) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

**【オプション1：部分払を設定する場合】**

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以  
下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成

(中間成果品：第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通  
を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

---

[附属書 I ]

## 共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\\_201805.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf)
-